## 掛金・負担金率一覧表(令和5年4月から)

## ≪標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率≫

, \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	《保学報酬の方領及の保学券ネナョ寺の領に係る学》																	
			短期					厚生年金保険※2			退職等年金		経過的 長期	保健		業務		
種別	区分	r <b>ว</b> ั	掛金	介護 掛金	負担金	介護 負担金	調整	公的	厚生年	金保険料	基礎年金	掛金	負担金	負担金	掛金	負担金	負担金	子ども・子 育て拠出金
			掛金	新金 ※ 1	只但並	※1	負担金	負担金		組合員 保険料	負担金	掛'並	只担並	貝担並	掛金	貝担金	<b>※</b> 3	※ 4
_	_	般	47.00	8. 20	47.00	8. 20	0. 10	0.08	183. 00	91. 50	40. 90	7.50	7.50	0.0990	2.4		組合員(短期組合	_
般組	在職派遣職	員	47.00	8. 20	47.00	8.20	0. 10	0.08	183.00	91. 50	40. 90	7. 50	7.50	0.0990	2.4	2.4	員を除く)	<u>3. 6</u>
合	職員団体専	従	47.00	8. 20	47.00	8. 20	<u>0. 10</u>	0.08	183. 00	91. 50	40.90	7.50	7.50	_	2. 4	2.4	1人当たり	<u>3. 6</u>
員	特 別	職	47.00	8. 20	47.00	8. 20	0. 10	0.08	183. 00	91. 50	40. 90	7.50	7.50	0.0990	2.4	2. 4	4月	_
短	期 組 合	員	47.00	8. 20	47.00	8. 20	0. 10	0.08	_	_	_	_	_	_	2. 4	2. 4	860円	_
市	町村長組合	員	47.00	8. 20	47.00	8. 20	0. 10	0.08	183. 00	91. 50	40. 90	7.50	7.50	0.0990	2.4	2. 4	5月以降	_
特	定消防組合	員	47.00	8. 20	47.00	8. 20	0. 10	0.08	183.00	91. 50	40. 90	7. 50	7. 50	0.0990	2.4	2. 4	830円	_
船	員一般組合	員	45.03	8. 20	48. 97	8. 20	0. 10	0.08	183. 00	91. 50	40. 90	7.50	7.50	0.0990	2.4	2. 4		_
船	員 短 期 組 合	員	45.03	8. 20	48. 97	8. 20	0. 10	0.08	_	_	_	_	_	_	2. 4	2. 4	短期組合員	
長	期組合員(一般	( )	2.80	_	2.80	_	_	0.08	_	_	_	7. 50	7.50	0.0990	2.4	2. 4	1人当たり	_
長	期組合員(特別職	₹)	2.80	_	2.80	_	_	0.08	_	_	_	7. 50	7.50	0.0990	2.4	2. 4	4月	_
後短	期 高 齢 者 期 組 合	等員	2.80	_	2. 80	_	_	0.08	_	_	_	_	_	_	2. 4	2. 4	430円	
市	町村長長期組合	· 員	2.80	_	2.80	_	_	0.08	_	_	_	7. 50	7.50	0.0990	2.4	2. 4	5月以降	_
継	続 長 期 組 合	員	_	_	_	_	_	_	183. 00	91. 50	40. 90	7. 50	7.50	0.0990	_	_	400円	<u>3. 6</u>
任	意継続組合	員	94.00	16. 40	_	_	_	_		_	_		_		_	_	_	_

(注) 下線部分は職員団体又は公益法人等の派遣先の負担です(厚生年金保険料については※2を参照)。 網掛け部分が変更箇所です。

	4月1日の標準報酬の月額の総額に対して					
上 追加費用	高松市	12. 1				
(厚生年金保険分)	丸亀市	11.4				
V1 = 1 = P(1)()()	坂出市	11.9				
	その他	11.0				

	4月1日の標準報酬の月額の総額に対して					
追加費用	高松市	1.3				
(経過的長期給付分)	丸亀市	1. 2				
(性)政務和刊別	坂出市	1. 2				
	その他	1. 1				

払込金	該当所属所に別途通知します。
-----	----------------

	組合員一人当たり年間
特定健診等	150円

- ※1 介護掛金及び介護負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。
- ※2 厚生年金保険料は、他の掛金・負担金と計算方法が異なります。
  - < 厚生年金保険料の計算方法>
  - ① 所属所において納付すべき保険料額を計算する。 標準報酬の月額の総額 × 保険料率 (端数切り捨て)
  - ② 組合員保険料を算出する。
  - 標準報酬の月額 × 組合員保険料率 (個人ごとに端数切り捨て) ③ 所属所負担分を算出する。
  - 所属所における保険料額① 組合員保険料の合計額②

厚生年金保険料及び基礎年金負担金は、70歳以上組合員は不要です。また厚生年金保険料の内、在職派遣職員、職 員団体専従及び継続長期組合員にかかる所属所負担分は、派遣先の負担です。

- ※3 期末手当等にかかる業務負担金は、不要です。
- ※4 子ども・子育て拠出金は、70歳以上組合員は不要です。